

世界諸国における特許出願の動向及び関連情報：第4部

筆者：ケビン・シュムチャック (Kevin Szymczak, 弁理士)

クライアントが世界的特許ポートフォリオの構築に着手するとき、有能な特許代理人は、クライアントが権利を取得したい国の特許の出願及び係属状況に関する基本情報を把握します。本記事では、アフリカからいくつかの国をピックアップし、それらの国における出願の係属状況、許可率及び権利消滅による影響について大まかにご紹介します。

出願、審査及び費用

本記事は、世界諸国における特許出願の係属状況、許可率及び権利消滅による影響をテーマとした4部構成のシリーズの第4部です。第1部は[こちら](#)からご参照ください。第2部は[こちら](#)からご覧になれます。第3部は[こちら](#)からご確認ください。今回の第4部では、フィリピン、シンガポール、タイ、台湾及びベトナムに焦点を当てます。本記事において触れていない何か具体的な質問がありましたら、現地代理人に問い合わせることをお勧めします¹。

複雑な知的財産ポートフォリオを持つ多くのクライアントが世界の12以上の国において特許及び特許出願を有することはよくあります。知的財産を効果的に管理するには、クライアントの目標、各国特許庁の様々な規則及び手続における差異、そして、対象国における金銭的投資の見返りとしての予期可能な特許権の存続期間を理解することが不可欠です。

¹ 本記事の準備期間中に弊所からの質問等に好意にお答え下さった Marks & Clerk の方々のご協力を賜り、ここに心から感謝申し上げます。

世界的知的財産管理の1つの側面として、クライアントが権利の保護を望む国における出願の係属状況、許可率及び権利消滅による影響に対する理解がとても重要です。

出願人が特許の権利範囲を得るためにリソースを投入する場所を選択する際の役に立ちたいという思いから、本記事シリーズにおいて、（1）実体審査、（2）出願から特許庁による1回目のアクションまでの予想期間、（3）特許権の存続期間、（4）出願人が特許料や年金を納付する意向がない場合に出願を放棄することによって引き起こされる可能な結果²、及び（5）特許審査段階の現在の状況に関する情報をご紹介します。各情報は国別で表示されています。

フィリピン共和国

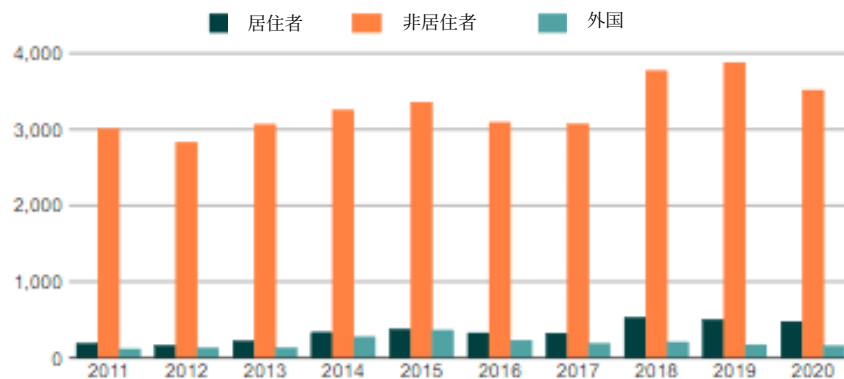
フィリピンは、パリ条約と特許協力条約の締約国です。従って、フィリピンに特許出願をする場合、パリ条約の規定に従い、外国優先権出願から12か月以内に、又はPCT出願からの国内移行であれば特許協力条約の規定に従い、外国優先権出願から30か月以内に、出願しなければなりません。

過去十年にわたって、フィリピンに出願された非居住者による特許出願件数が比較的安定しています³。

² 過去数年にわたって今にかけていくつかの国の特許制度において、未納料金は特許所有者の負債としてみなされています。そのような負債を回避するために、特許所有者は対象特許の権利を明示的に放棄する必要があります。

³ WIPO IP 統計情報: https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=PH

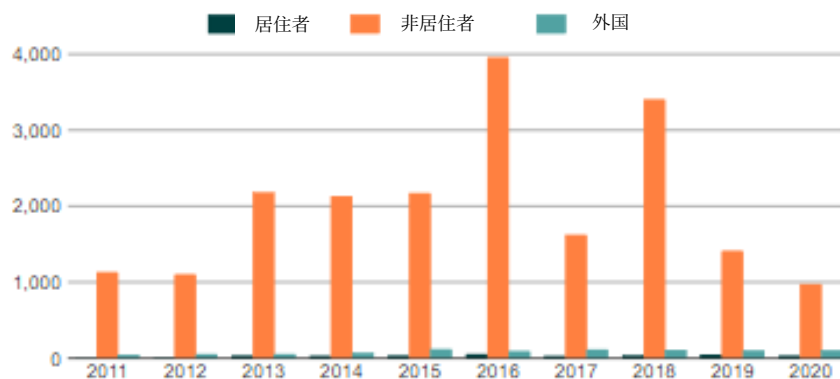
特許出願件数



情報源：WIPO 統計データベース; 最終更新日：11/2021

同時期において、フィリピンにおける特許許可件数はややばらつきが見られました⁴。

特許許可件数



情報源：WIPO 統計データベース; 最終更新日：11/2021

フィリピンでは、特許及び工業意匠が認められます。フィリピンにおいて、出願放棄とみなされないために、出願と同時に又は出願公開より6か月以内に審査請求の提出が必須です。特許の権利存続期間（以下、「特許期間」という）が、フィリピンへの出願日から、或いは国際出願日から20年となります。工業意匠は、実体審査がなく、方式審査のみを受けます。工業意匠の権利存続期間が、許可日から5年であり、1回につき5年単位で連続的に2回まで更新可能です。

⁴ *Id.*

フィリピンにおける年金は、出願後5年目から始まります。年金は、それ以降、特許期間中に毎年納付する必要があります。工業意匠に関しては、現在の権利満了日前の12か月以内に更新手数料を納付しなければなりません。

フィリピンにおいて、特許権者による費用未納などによって出願を消滅させることで、特許権の喪失以外に、他にマイナスな影響は特にありません。これは審査期間中に消滅の場合や特許料及び累積年金未納の場合も同様です。

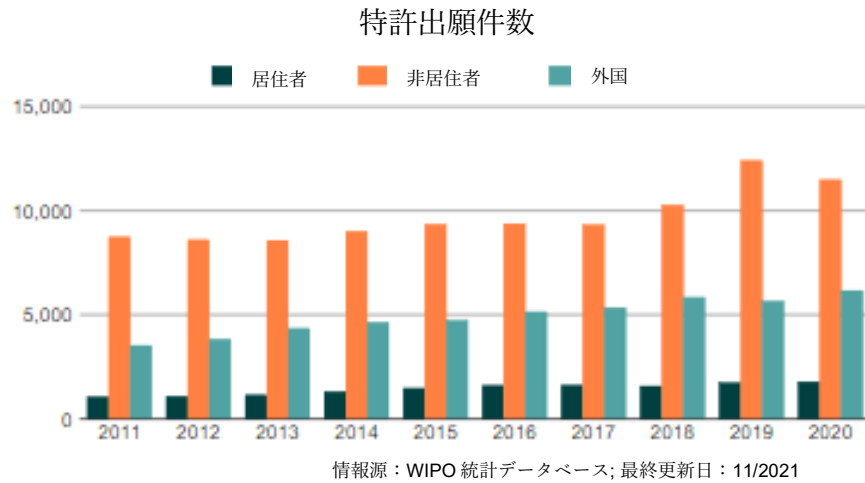
最後に、フィリピンにおける特許審査状況が他の国に比べて少し遅れており、5年以上のバックログがあると見られます。出願人は、出願日から3～4年で最初のオフィスアクションが発行されると見てよいでしょう。また、許可から約5年で最終処分が行われると予期されます。

シンガポール共和国

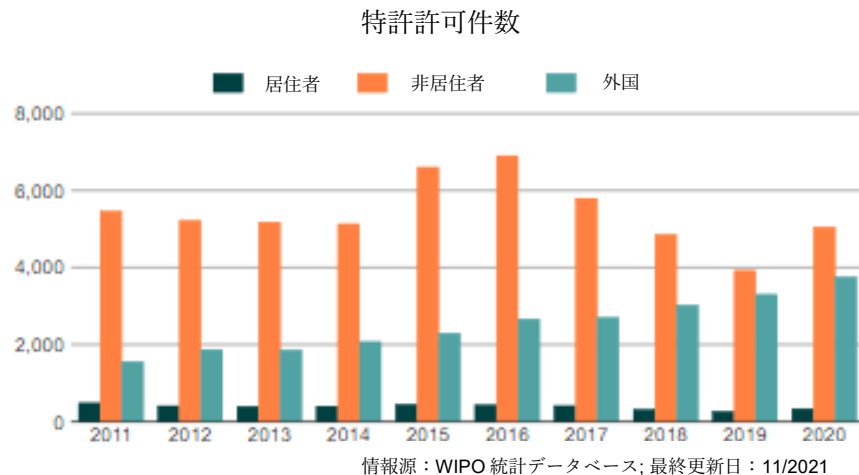
シンガポールは、パリ条約と特許協力条約の締約国です。従って、シンガポールに特許出願をする場合、パリ条約の規定に従い、外国優先権出願から12か月以内に、又はPCT出願からの国内移行であれば特許協力条約の規定に従い、外国優先権出願から30か月以内に、出願しなければなりません。

過去十年にわたり、シンガポールに出願された非居住者による特許出願件数が僅かに上昇傾向にありました⁵。

⁵ WIPO IP 統計情報: https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=SG



同時期において、シンガポールにおける特許許可件数がほぼ同水準に維持されています⁶。



シンガポールでは、特許及び工業意匠が認められます。特許期間が、シンガポールへの出願日から20年となります。工業意匠の権利存続期間が、出願日から5年であり、5年単位で連続的に4回まで更新可能です。

シンガポールにおいて、出願放棄とみなされないために審査請求の提出が必須です。審査に関し、2つの選択肢があります。出願人は、出願日から36か月以

⁶ *Id.*

内に現地調査及び審査（local search and examination）を請求するか、又は、同じく出願日から36か月以内に外国サーチレポートの結果に基づく審査を請求することができます。シンガポールでは通常、欧州、イギリス、米国、韓国、日本、カナダ及びオーストラリア特許庁が発行したサーチレポートに従います。もう一つの選択肢として、出願日から54か月以内に、対応出願の特許許可に基づいて修正審査（modified examination）を請求することも可能です。

シンガポールにおける年金は、出願日から5年目に開始し、それ以降、特許期間中に毎年納付しなければなりません。

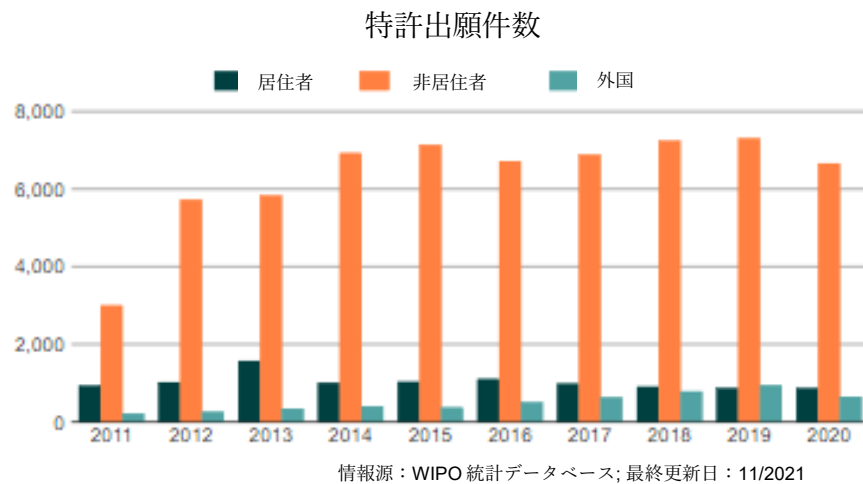
シンガポールにおいて、出願を消滅させることで、特許権の喪失以外に、他にマイナスな影響は特にありません。これは審査期間中に消滅した場合や特許料及び累積年金未納の場合も同様です。

最後に、シンガポールにおける特許審査は基本的に、かなり迅速に行われます。出願人は、審査請求提出後、12か月以内に最初のオフィスアクションが発行されると予期してよいでしょう。他の国における対応出願の審査を熟させるために、出願人は、36か月の審査請求期限のぎりぎりまで審査を遅らせることを検討してよいでしょう。シンガポールの特許法は概して、欧州及びイギリスの特許法に倣っています。そのため、これらの国の審査結果が修正審査の基礎としてよく選択されます。

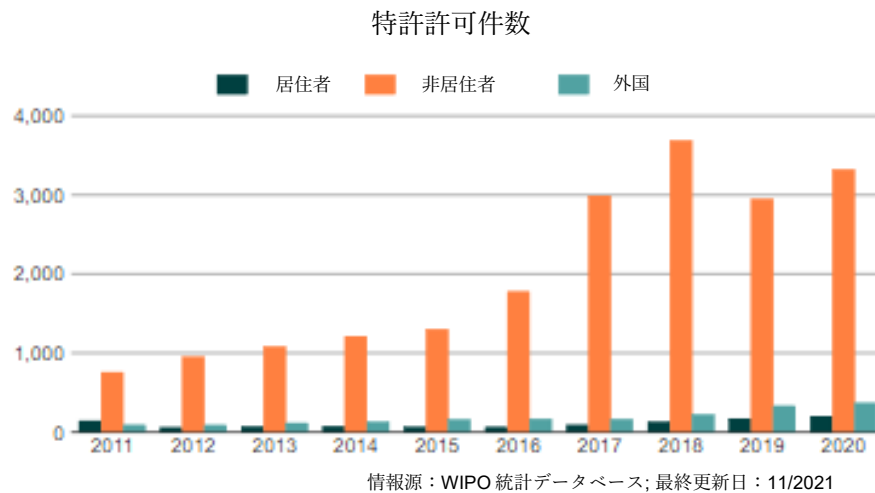
タイ王国

タイは、パリ条約と特許協力条約の締約国です。従って、タイに特許出願をする場合、パリ条約の規定に従い、外国優先権出願から12か月以内に、又は、PCT出願からの国内移行であれば特許協力条約の規定に従い、外国優先権出願から30か月以内に、出願しなければなりません。

過去十年にわたり、タイに出願された非居住者による特許出願件数が比較的安定しています⁷。



同時期において、タイにおける特許許可件数が上昇傾向にありました⁸。



タイでは、特許及び工業意匠が認められます。特許期間は最も早い優先権日から20年となります。工業意匠の権利存続期間が5年であり、更に5年の期間を更新することが可能です。

⁷ WIPO IP 統計情報: https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=TH

⁸ *Id.*

タイにおいて、出願放棄と見なされないために審査請求を提出することが必須です。審査請求は、出願公開日から5年以内に提出しなければならず、当該請求は一般的に、対応出願の審査結果に基づいて確認されます。そのため、タイは通常、他の国の特許庁の審査結果に従います。タイにおける出願のクレームを、欧州、米国や韓国等における対応出願の許可クレームに合わせて補正することによって、通常、特許許可されると思われます。従って、出願人は、他の国における審査結果が出るまで5年の審査請求期限のぎりぎりまで審査請求を遅らせることを検討してよいと思われます。

タイにおける年金は、出願日から5年目に開始します。それ以降の年金は、特許期間中に毎年納付しなければなりません。

タイにおいて、出願を消滅させることで、特許権の喪失以外に、他にマイナスな影響は特にありません。これは審査期間中に消滅の場合や特許料及び累積年金未納の場合も同様です。

最後に、発明の技術分野にもよりますが、出願人は、審査請求を提出してから最初のオフィスアクションが発行されるまで、1. 5年から2年の遅れを予期してよいでしょう。そのため、権利化を促進することを図り、他の国における対応出願の許可クレームに合わせてクレームを補正することがやるだけの価値があるとも言えます。

台湾／中華民国

台湾は、パリ条約や特許協力条約の締約国ではありません。台湾は、世界貿易機関（World Trade Organization, “WTO”）の加盟国です。そのため、台湾へ特許出願する場合、WTOの規定により外国優先権書類の12か月以内に出願しなければなりません。

台湾では、特許及び工業意匠が認められます。台湾において、出願放棄と見なされないために、審査請求を提出することが必須です。審査請求は、国内出願日から3年以内に提出しなければなりません。弊所の最近の経験から言えば、台湾出願に対し審査請求提出後に、オフィスアクションが迅速に発行されますし、対応国内段階出願ファミリーのうち、台湾出願が一番早くオフィスアクションを受領することが多いです。米国、日本、中国、欧州や他の審査機関などのファミリー出願の許可クレームと同じ権利範囲にすることが望ましい場合、他のファミリー出願の審査結果を待って、台湾出願に対し、審査請求期限のぎりぎりまで審査請求を提出したほうが賢明です。

台湾における特許の特許期間が優先日から20年となります。工業意匠の権利存続期間が、出願日から15年で、更新できません。

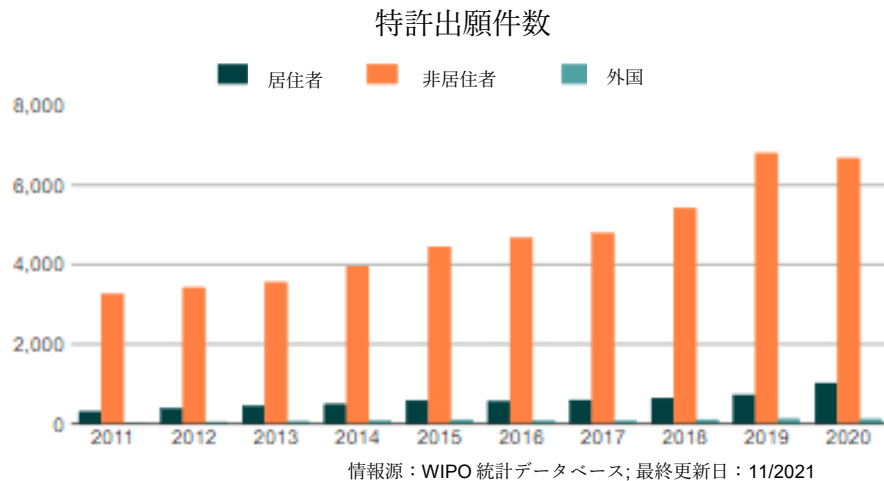
台湾における年金は累積される形で、許可査定を受領日から3か月以内に納付することが必要です。それ以降の年金は、特許期間中に毎年納付しなければなりません。

台湾において、出願を消滅させることで、特許権の喪失以外に、他にマイナスな影響は特にありません。これは審査期間中に消滅の場合や特許料及び累積年金未納の場合も同様です。

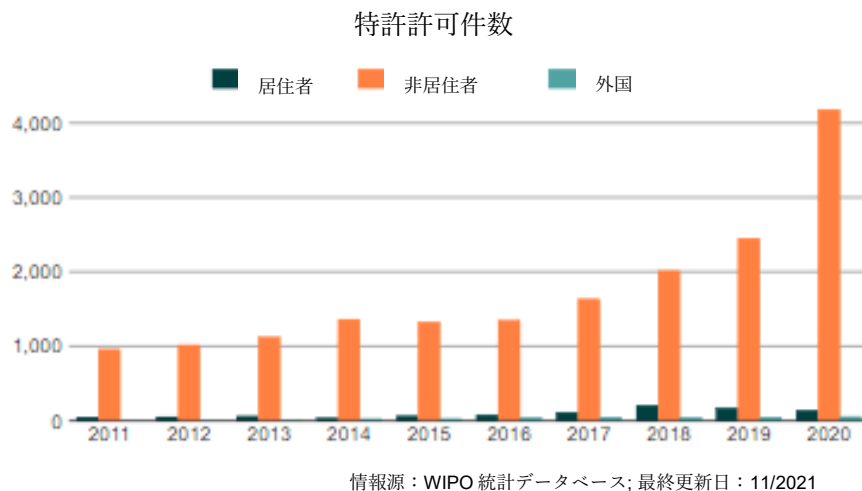
ベトナム社会主義共和国

ベトナムは、パリ条約と特許協力条約の締約国です。従って、ベトナムに特許出願をする場合、パリ条約の規定に従い、外国優先権出願から12か月以内に、又はPCT出願からの国内移行であれば特許協力条約の規定に従い、外国優先権出願から30か月以内に、出願しなければなりません。

過去十年にわたって、ベトナムに出願された非居住者による特許出願件数が徐々に増加しました⁹。



同時期において、ベトナムにおける特許許可件数も上昇傾向にありました¹⁰。



ベトナムでは、特許及び工業意匠が認められます。ベトナムにおいて、出願放棄を回避するために、審査請求の提出が必須です。優先日から42か月以内に審査請求を提出しなければなりません。ベトナムにおける特許期間が、優先日から

⁹ WIPO IP 統計情報: https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=EC

¹⁰ *Id.*

20年となります。工業意匠の権利存続期間が、出願日から5年となります。更新手数料を納付することにより、5年単位で2回まで更新可能です。

ベトナムにおける年金が累積される形で、特許料と共に納付期限を迎えます。年金はそれ以降、特許期間中に毎年納付しなければなりません。

ベトナムにおいて、出願を消滅させることで、特許権の喪失以外に、他にマイナスな影響は特にありません。これは審査期間中に消滅の場合や特許料及び累積年金未納の場合も同様です。

最後に、ベトナムにおいて、米国、欧州、日本及び韓国における審査結果に基づいて修正審査を請求することが可能です。これらの国における対応出願の許可クレームに合わせてクレームを補正することによって、出願審査を促進することに繋がります。

本シリーズ記事では、第1部において南米からいくつかの国をピックアップしてご紹介しました。第2部ではアフリカ諸国を対象としました。第3部においては、湾岸諸国に着目しました。